

青森県報

第七十四号

令和八年
六月五日
(金曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………(健康医療福祉政策課) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の再開の届出……………(同) ……一
- 生活保護法による介護機関の指定……………(同) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の再開の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……四
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……四

○介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(同) ……四

○介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……五

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出……………(地域企業支援課) ……五

出先機関

○土地改良事業の工事の完了……………(東青農林水産事務所) ……六

○右 同……………(西北農林水産事務所) ……六

告 示

青森県告示第二百四十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年六月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	休 月 日 止
サカエ薬局24	五所川原市字川端町三二一	令和七・〇・一

青森県告示第二百四十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指

定医療機関から再開した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年六月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	サカエ薬局24
所 在 地	五所川原市字川端町三二
再 開 年 月 日	令和七年七月二日

青森県告示第三百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和八年六月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

居宅介護事業者	名 称	有限会社メイプル調剤薬局
	主たる事務所の所在地	十和田市東三番町一〇の六七
居宅介護事業所	名 称	有限会社メイプル調剤薬局
	所 在 地	十和田市東三番町一〇の六七
居宅介護事業の種類	居宅療養管理指導	
指 定 年 月 日		令和七年七月二日

青森県告示第三百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和八年六月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

介護予防事業者	名 称	有限会社メイプル調剤薬局
	主たる事務所の所在地	十和田市東三番町一〇の六七
介護予防事業所	名 称	有限会社メイプル調剤薬局
	所 在 地	十和田市東三番町一〇の六七
介護予防事業の種類	介護予防居宅療養管理指導	
指 定 年 月 日		令和七年七月二日

青森県告示第三百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年六月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分	変更前	変更後
	蟹田町	外ヶ浜町
居宅介護事業者	東津軽郡蟹田町大字高銅屋四の二	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田四の二
	居宅療養管理指導	居宅療養管理指導
居宅介護事業所	東津軽郡蟹田町大字高銅屋四の二	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田四の二
	東津軽郡蟹田町大字高銅屋四の二	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田四の二
変 更 年 月 日		平成二七年三月二日

青森県告示第三百四十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年六月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	サカエ薬局24	所 在 地	五所川原市字川端町三二一	休 止 日 止	令和七・〇・一
-----	---------	-------	--------------	---------	---------

青森県告示第三百四十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から再開した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年六月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	サカエ薬局24	所 在 地	五所川原市字川端町三二一	再 開 日	令和七・二・二五
-----	---------	-------	--------------	-------	----------

青森県告示第三百四十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和八年六月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

居 宅 介 護 事 業 者	名 称	有 限 会 社 メ イ ブ ル 調 剤 薬 局	居 宅 介 護 事 業 の 種 類	名 称	有 限 会 社 メ イ ブ ル 調 剤 薬 局	居 宅 介 護 事 業 所	指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地	十和田市東三番町一〇の六七		所 在 地	十和田市東三番町一〇の六七		
		居宅療養管理指導					令和七・二・一

青森県告示第三百四十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和八年六月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

有限会社メイプル調剤薬局 十和田市東三番町一〇の六七	名 称	介 護 予 防 事 業 者
	主たる事務所の所在地	介 護 予 防 事 業 者
有限会社メイプル調剤薬局 十和田市東三番町一〇の六七	名 称	介 護 予 防 事 業 所
	所 在 地	指 定 年 月 日
令和七・二・一		

青森県告示第三百四十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和八年六月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区 分	
		名 称	居 宅 介 護 事 業 者
外ヶ浜町	蟹田町	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田四の二	東津軽郡蟹田大字蟹田四の二	居宅介護事業の種類	居宅介護事業の種類
平成一七・三・一六			
変更後	変更前	区 分	
		名 称	居 宅 介 護 事 業 所
外ヶ浜町	蟹田町	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の所在地
東津軽郡外ヶ浜町字蟹田四の二	東津軽郡蟹田大字蟹田四の二	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業所の所在地
令和八・四・一			

青森県告示第三百五十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和八年六月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

合同会社モラルイズム 黒石市大字牡丹平字福民西八七の七	指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指 定 年 月 日
	名称又は名			
あんしんかいごヘルパーステーション 黒石市大字牡丹平字福民西八七の七	訪問介護	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指 定 年 月 日
	名称又は名			
令和八・七・一				

青森県告示第三百五十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和八年六月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

社会福祉法人長慶会 弘前市大字坂市字亀田五三の三	指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	廃止の届出年月日
	名称又は名			
ショートステイ長慶の里 弘前市大字坂市字亀田五三の三	短期生活介護	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	廃止の届出年月日
	名称又は名			
令和八・四・一				

青森県告示第三百五十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

令和八年六月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定介護予防サービス事業者	氏名称又は主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	廃止の届出年月日	廃止年月日
社会福祉法人長慶	弘前市大字坂市字亀田五三の三	介護短期生活介護	シヨートステイの弘前市大字坂市字亀田五三の三	令和八・四・一	令和八・四・三〇

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年六月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後	変更年月日
-----	-----	-------

ツルハドラッグ大間上野店 下北郡大間町大字大間字上野五の 一 外	薬王堂青森大間店 下北郡大間町大字大間字上野五の 四 外	令和 八・五・三
--	------------------------------------	-------------

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社
東京都千代田区麹町五丁目一の一
代表取締役 織田寛明

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二四条東二〇 丁目一の二一 代表取締役 八幡政浩	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目 七の七 代表取締役 西郷孝一	令和 八・五・三

四 届出年月日
令和八年五月二十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び大間町役場

2 期間

令和八年六月五日から同年十月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、大間町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができます。

1 提出期限

令和八年十月五日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

長科上地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和八年六月五日

青森県東青農林水産事務所長 澤 居 勇 人

一 県営土地改良事業の名称

ため池等整備事業（ため池整備）

二 工事完了年月日

令和七年十二月十九日

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和八年六月五日

青森県西北農林水産事務所長 舘 山 元 春

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
水元排水路 地区	農業水利施設保全合理化事業（長寿防災型）（更新）	令和 七・五・三
二ノ沢地区	ため池等整備事業（緊急耐震工事）	八・三・七

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十四円九十五銭